

令和 6 年度		設 計		精 算	
委託費					
委託名 旧し尿処理施設(第1消化槽、第2消化槽、ガスタンク外)アスベスト分析調査業務委託					
委託場所 久留米市津福本町 地内					
履行期間 契約締結日の翌日から 令和6年10月31日まで					
委託の概要 ・試料採取 ・アスベスト分析調査 ・報告書作成 39検体 39検体 1式					

委託設計書

業務委託費内訳書

費 目	工 種	種別	細 別	規格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
業務委託費									
	アスベスト分析調査								
		直接人件費			1	式			第1号明細書
		直接経費			1	式			第2号明細書
		分析費			1	式			第3号明細書
		諸経費			1	式			
合計(委託価格)									
消費税相当額									
委託費									

久 留 米 市

第1号明細書

直接人件費

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費									
	試料採取				1	式			
	報告書作成				1	式			
計									

久 留 米 市

第2号明細書

直接経費

費 目	工種	種別	細 別	規格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接経費									
	交通費				1	式			
計									

久 留 米 市

第3号明細書

分析費

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
分析費									
	アスベスト調査		定性分析		39	検体			
計									

久 留 米 市

仕 様 書

1. 業務名称 旧し尿処理施設（第1消化槽、第2消化槽、ガスタンク外）アスベスト分析調査業務委託
2. 業務場所 久留米市津福本町 2241 中央浄化センター地内
3. 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで
4. 分析調査を行う者の資格等
次の資格等を有する者のいずれか
 - ・公益社団法人日本作業環境測定協議会が実施する石綿分析技術評価事業におけるAランク、Bランク又はCランクの認定分析技術者
 - ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施するアスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者及びアスベスト偏光顕微鏡インストラクター
5. 業務内容 中央浄化センター旧し尿処理施設（第1消化槽、第2消化槽、ガスタンク、焼却場煙突、曝気槽、旧事務所、倉庫、プロパン庫）の内壁・外壁等を使用されている仕上塗剤（下地調整塗剤を含む）において、石綿含有の有無を確認するために分析調査を実施するものである。

調 査 対 象	調査箇所および調査数量
第1消化槽	内壁：1検体 外壁：2検体 その他（汚泥溜まり部）：1検体 その他（側面）：1検体 以下、作業高≒6.0m 軒下：1検体 軒先：1検体 屋根：1検体
第2消化槽	内壁：1検体 外壁：1検体 以下、作業高≒6.0m（階段あり） 軒下：1検体 屋根：2検体
ガスタンク	外壁：2検体 以下、作業高≒3.5m, 6.0m 屋根：2検体
焼却場煙突	以下、作業高≒13.0m その他（煙突内）：1検体
曝気槽	内壁（吹付）：1検体 外壁：1検体 軒下：1検体 軒先：1検体 その他（ブロワ）：1検体
旧事務所	内壁：1検体 外壁：2検体 以下、作業高≒4.0m 軒下：2検体

旧事務所	軒先：2 検体 屋根：1 検体
倉庫	内壁：1 検体 外壁：1 検体 軒下：1 検体 軒先：1 検体
プロパン庫	内壁：1 検体 外壁：1 検体 軒下：1 検体 軒先：1 検体
合計	内壁：6 検体 外壁：10 検体 軒下：7 検体 軒先：6 検体 屋根：6 検体 その他：4 検体 計：39 検体

6. 分析調査

JIS A 1481 による定性分析（JIS A 1481-1 または JIS A 1481-2）を実施する。

※ 上記調査により含有となったものについては、引き続き JIS A 1481-3, 4 による定量分析を実施する。

※ 分析にあたっては、表層の仕上塗材と下地調整材のどの層に含有するかを判別できる方法とすること。

7. 実施時期

検体採取時期は10月18日までとし、日程については監督職員と協議により決定する。

8. 再委託について

（1）受注者は業務の全部を一括して第三者に委任してはならない。

（2）受注者は業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。なお、受注者は、発注者の承諾を求めようとするときは、再委託の内容、再委託先、再委託を要する理由、再委託先に対する管理方法その他必要な事項を記載した文書を、発注者に提出しなければならない。

（3）（2）に定めるほか、受注者は発注者の指定する様式により、再委託先から暴力団排除等に係る誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。

9. 報告書の作成および提出

報告書は、分析結果報告書として取りまとめること。また、試料採取箇所、採取状況（前・中・後）、飛散防止対策状況の写真を添付すること。なお、採取箇所については図面等に場所を明示すること。その他、資格等が確認できる書類の写し等を添付すること。

10. 検査結果の確認等

発注者は報告書を受領した日から10日以内に検査を実施し、異常値等がある場合には、受託者に検査結果に関する資料の提出や再検査を求める場合がある。

また、検査体制（機器類等）の確認を行う場合がある。

1 1. 委託料の支払い

1 0. の検査結果の確認の完了後、受託者は発注者に対し業務委託料の支払いを請求することができる。発注者は、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

1 2. 暴力団排除に関する事項

受託者は、業務の実施にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務履行の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

1 3. 障害者差別の禁止に関する事項

受託者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

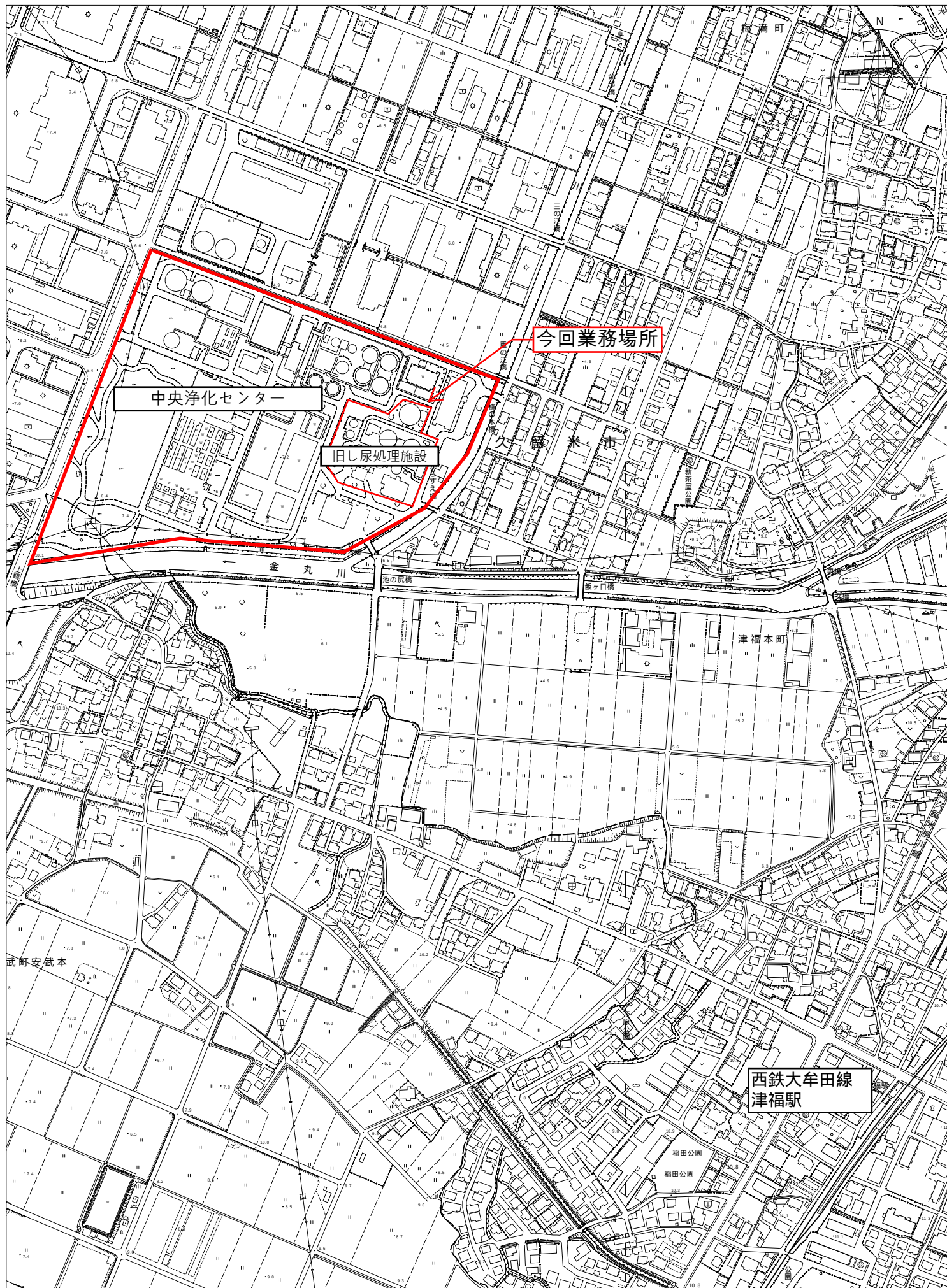
1 4. 安全対策について

- (1) 施設内で検体の採取を行う際には、保護具（防塵マスク等）、ヘルメット・保護手袋を着用すること。また、必要に応じて、安全带等の保護具を着用すること。
- (2) 使用する工具等の使用前点検を確実に実施すること。
- (3) 試料採取に当たっては、安全対策を検討し養生等を行うこと。また資料等が飛散しないように万全を期すこと。
- (4) 試料採取箇所にはスプレー等で補修を行うなど、飛散防止対策を講じること。また、床等を汚した場合には確実に清掃を行うこと。
- (5) 業務履行にあたり安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ速やかに監督職員に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。

1 5. その他

- (1) 石綿飛散漏洩防止対策マニュアル（2.20版）を参照すること。
- (2) 採取・分析に係る全ての機材器具、薬品等については、受託者にて準備すること。
- (2) 試料採取は、監督職員立会のもと、行うものとする。
- (3) 業務の実施にあたり知り得ることのできる秘密事項を一切漏らさないこと。また、契約の終了後においても同様とする。
- (4) 業務を遂行するにあたって、労働基準法、その他関係諸法令を順守すること。
- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合又は記載なきことは、両者協議のうえ決定するものとする。

位置図（中央浄化センター）



全体平面図（中央浄化センター）

